

2022年11月14日

各位

会社名 株式会社コナカ
代表者 取締役社長 CEO 湖中 謙介
(コード番号: 7494 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 CFO 奥村 真
(Tel 045-825-7700)
<https://www.konaka.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月22日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、後者は執行役員が分担しておりますが、役付執行役員を選定することを明確にするため変更案第33条(執行役員)を新設するとともに、現行定款第24条(代表取締役および役付取締役)第2項に定める役付取締役を取締役社長及び取締役会長のみといたします。
- (3) 以上の変更のほか、新設された条文以降の条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第21条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第25条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。</p> <p>第34条～第50条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(新 設)	

3. 日 程

取締役会決議 2022年11月14日
株主総会開催日 2022年12月22日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年12月22日（予定）

以 上